

医整第785号  
医福第944号  
令和8年2月9日

各診療所長 様  
各歯科診療所長 様  
各訪問看護ステーションの長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長  
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

### 厚生労働省令和7年度補正予算「医療機関等における賃上げ・物価上昇 に対する支援事業」について

保健医療行政の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
厚生労働省令和7年度補正予算「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」  
について、令和8年1月26日付けで厚生労働省から実施要綱の通知がありましたので、下記  
のとおりお知らせします。

#### 記

- ・当県では、令和8年4月以降に申請受付を開始する予定です。具体的なスケジュールや申請  
様式等については、改めてお知らせいたします。
- ・今後、本事業に関するお知らせは次の県HPに掲載していきます。

岐阜県HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/477994.html>

#### <留意事項>

##### ○診療所等賃上げ支援事業

- ・令和8年4月以降に申請受付を開始する予定ですが、その場合も、厚生労働省の実施要綱に  
より、令和8年3月1日時点で診療報酬上の「ベースアップ評価料」の届出を行っているこ  
とが要件となります。
- ・また、原則、令和7年12月から令和8年5月までのベースアップに要した経費が支援対象と  
なりますので、当該期間中の賃上げが必要となります（賃金表や給与規程等の変更時間に  
要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令  
和8年3月までの間に対象職員に支給することでも可。ただし、その場合は4月から5月ま  
でベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベース  
アップを令和8年6月1日以降も実施いただく必要があること。詳細については、厚生労働  
省HP掲載の実施要綱をご参照ください。).

- ・令和8年4月以降に令和7年12月から令和8年3月までのベースアップ相当額を一時金として支給いただいた場合は、支援対象外となる見込みですので、ご留意願います。

### ○診療所等物価支援事業

- ・「診療所等賃上げ支援事業」と併せて実施予定ですが、ベースアップ評価料を届出されない場合等においては、「診療所等物価支援事業」のみの申請も可能です。

### (参考)

- (1) 厚生労働省「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」  
厚生労働省HP掲載ページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_69485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html)

- (2) ベースアップ評価料の届出について

ベースアップ評価料の届出については診療報酬上の取り扱いのため、下記にお問合せください。(県では問い合わせをお受けできませんので、ご承知おきください。)

**【ベースアップ評価料に関する問い合わせ先及び届出先】**

東海北陸厚生局岐阜事務所（電話：058-249-1822）

■厚生労働省 HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

■東海北陸厚生局 HP

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shinsei/shido\\_kansa/shitei\\_ki\\_jun/r06baseup.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shinsei/shido_kansa/shitei_ki_jun/r06baseup.html)

所 属	岐阜県健康福祉部 医療整備課医事係		
係 長	川 田	担 当	山 口
連絡先	TEL 058-272-1111 (内線3239) FAX 058-278-2623 メール c11229@pref.gifu.lg.jp		
所 属	医療福祉連携推進課看護係		
係 長	松 原	担 当	春 日
連絡先	TEL 058-272-1111 (内線3276) FAX 058-278-2871 メール c11230@pref.gifu.lg.jp		